



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第 44 号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての必要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 9 月 3 日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪市中央区大手前 4 - 1 - 67 大阪合同庁舎第 2 号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 19 日

大阪労働局長 高橋 秀誠